

定 款

ホソカワミクロン株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、ホソカワミクロン株式会社と称する。

英文では、HOSOKAWA MICRON CORPORATION と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 粉碎機その他諸機械の設計、製作ならびに販売
- (2) 工業機械の据付工事請負
- (3) 空気調和装置および空気浄化装置の設計、製作、施工ならびに販売
- (4) 前各号に掲げる機械および装置の取次販売
- (5) 工業技術ならびに原材料および製品の輸出入業務
- (6) 金属、プラスチック、セラミックスなどの新素材の製造および販売
- (7) 化学工業、電気・電子工業、精密機械工業、食品工業、医薬、生薬および窯業等に用いる粉体の加工、受託加工、製造および販売ならびにこれらの粉体の成形品の製造および販売
- (8) 化粧品、医薬部外品および健康食品の製造および販売ならびに雑貨の販売
- (9) 燃料電池および燃料電池関連部材の製造ならびに販売
- (10) 知的財産権およびノウハウの使用許諾、管理、譲渡および貸与
- (11) 自動車、事務機およびソフトウェア等のレンタルおよびリース業
- (12) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (13) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪府枚方市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故

その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、39,738,800 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるところのほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 1. 当会社の定時株主総会は、毎年 12 月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に

招集する。

2. 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地もしくは大阪市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(招集者および議長)

第 14 条 1. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第 16 条 1. 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社の株主総会における会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 1. 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役、取締役会および執行役員

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 1. 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

1. 当会社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
2. 当会社は、取締役会の決議により前項の役付取締役のなかから代表取締役を選定する。

(取締役会)

第 22 条 当会社の取締役会は、取締役により構成し、法令または本定款に別段の定めある事項のほか、重要な業務の執行を決定する。

(招集者および議長)

1. 当会社の取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。
2. 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(招集通知)

1. 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(決議方法等)

1. 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 当会社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができるとされる旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会規程)

第 26 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか取締役会において定め

る取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

- 第 27 条 1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(執行役員)

- 第 28 条 1. 当会社は、取締役会の決議により 20 名以内の執行役員をおくことができる。
2. 取締役は、執行役員を兼務することを妨げない。
3. 執行役員は、取締役会の定めた方針に従い、代表取締役から委嘱された業務執行を担当する。
4. 執行役員に関する事項は、取締役会で定める執行役員規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

- 第 29 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

- 第 30 条 1. 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

- 第 31 条 1. 当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

- 第 32 条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、4 年後の定時株主総会開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

- 第 34 条 1. 当会社の監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(決議方法)

第 35 条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 36 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

- 第 37 条 1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 39 条 当会社の剰余金の配当は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対してこれを行う。

(中間配当金)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当(以下、中間配当金という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 当会社の剰余金の配当および中間配当金は、その支払開始日から満 3 年間経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。